

**法律に基づく「まん延防止等重点措置」適用に伴う
日建連四国支部の事務局体制に関するお知らせ**

2021年8月20日
一般社団法人日本建設業連合会四国支部

今般、新型コロナウイルスによる感染者数の急速な拡大を受けて、政府対策本部から「まん延防止等重点措置」が8月20日から支部所在地の香川県高松市を対象に適用されました。

「まん延防止等重点措置」適用中、四国支部は以下の体制にて、業務を継続することといたしますので、お知らせいたします。

皆様には大変ご不便をお掛けしますが、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。

1. 業務体制

- 1) 月曜日から金曜日の就業時間(9:00～17:30)に職員1名が交替制にて事務所に出勤し、主として、国土交通省など関係行政機関や会員企業等との連絡調整業務を実施いたします。
- 2) 本体制は、同措置の適用が解除されるまでとします。
- 3) 出勤以外の職員については、原則、在宅勤務とします。

2. その他

- 1) 出勤者が電話、FAXに対応いたします。
また、在宅勤務中の職員への連絡も取り次ぎます。
- 2) 会員企業の皆様で、職員個々と直接連絡を取られる場合は、携帯電話等での連絡をお願いいたします。
- 3) なお、当支部の職員は、原則一日置きに出勤いたします。お時間を頂けるのであれば、担当職員からその際に対応させて頂きますので、ご協力願います。

【連絡先】

代表電話番号 (087-851-6969) 代表 FAX 番号(087-851-3176)

以上